

平成十七年六月十三日（月曜日）

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございますが、実は先日も決算委員会というところで初めて、ちょうど十三年、当選して十三年目になるんですけども、初めて質問しましたけれども、沖縄・北方領土問題も実は私も初めて質問をするということで、これまで、決して問題意識がなかったわけじゃないんですけども、つつい日本の経済の金融不安だとか税制改革だとか、そういったところに集中しておりまして、今日は初めての、予算委員会等では質問したことあるんですけども、初めてでございますので、本当に初歩的な質問から入るかもしれません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、日口問題に入る前に、ちょっとやはり今、中国の問題が非常に靖国参拝問題であるわけでありませう。

私が質問通告したのは金曜日でございます。土曜日の日に、これはもう日本経済新聞に載った記事でございますからごらんになっていると思うんですけども、首相官邸におられる飯島秘書官が次のように発言をされているわけだ。これは十一日に長野県の辰野で講演されたそうだ。

その中で、総理大臣は二〇〇五年も靖国神社を参拝する考えだというふうだ、日中首脳会談、昨年の十一月のチリのサンチャゴだと思ひますが、伝えていたということで、しかも中身を更に敷衍してこれは引用されてあるんでありますが、チリで胡錦濤主席と会う前に強烈なカードを切ったと。首相は時期を別としても来年も靖国神社を参拝をする。それでも不都合がなければ会談を受けると伝えた上で会ったと説明をされたと。同時に、国の指導者たる小泉首相が不戦の誓いで靖国神社に行くのは何らおかしくない、多分必ず参拝すると思ふと、こう述べられたんでありますが。

という事実関係について、町村外務大臣、どのようにつかんでおられたんでございませうか。あるいは、こういう報道がなされていることに対してどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思ひます。

国務大臣（町村信孝君） 報道は私も承知をしておりますが、首相秘書官の一々の発言に別に外務大臣としてあれこれコメントをする必要はないんだらうと、こう思っております。

峰崎直樹君 先日でしたか、呉副首相が日本をドタキャンされたと。いろいろ、なぜなのか憶測をずっとたくましくするマスコミ報道などもあったわけでありませうけれども。

首相秘書官の一言には余り自分が答えるのはどうかということなんですけども、しかし、これはやはり首相秘書官でございまして、政務の秘書官でございませうので、私は、こういう事実関係があったのかないのか、そのことは対中国に対して、特にサンチャゴの日中の首脳会談、この前提条件として、我々からすると、日本側が是非会ってくれというふうで持っていたのかなと思つたら、どうもこの表現によれば、要するに、首相は時期は別とし

ても来年も、つまり今年のことですけれども、靖国参拝をすると、それでも不都合がなければ会談を受けると、こういうふうにして日中首脳会談が開かれたと、こういうふうになっているわけですが、当然、日中首脳会談のスタンバイをされた外務省としては、そういう事実関係というものについてつかんでおられるし、そういうことが前提の上でこの日中関係というもの、特に首相の靖国問題について、ある意味ではいろんな対応がそれを前提にして進められていると思うんですけれども、今のちょっとにべもない答弁だと、我々としても、いやいやそれで分かりましたと引き下がるわけには、町村大臣、いけないんじゃないかと思うんですが、この点、改めて御見解を聞きたいと思います。

【国務大臣（町村信孝君）】 にべもない言い方で誠に失礼をいたしましたけれども、どういいうやり取りが事前に日中間であったかという点を含めて、外交交渉にこれはかかわる話でございますので、そのやり取りの一事について今この時点で私が述べることは、それは不適切なんだろうと、こう思います。

いずれにいたしましても、総理が靖国参拝については適切に判断をすると。何度言われても適切に判断をすると、こう言っておられる以上、私どもも、総理がすべてのことを含めて適切に判断をされるんであろうと、かように考えているわけでございます。

【峰崎直樹君】 今日は日中問題の論議ではありません。むしろ対口問題ですから、これ以上お話しませんが、ただ、やっぱり総理大臣秘書官というのはたしか公務員ですね、特別職の公務員に当たるんじゃないかと思いますが、特に政務の秘書官は。そういう意味で、その発言が、しかも総理の秘書官ということで大変私は重いものだというふうに思いますので、この点はまた別途追及していきたいというふうに思っております。

そこで外務大臣、この間、私が非常に、ずっと川奈の問題とかいろいろ今日聞いてみたいと思っているわけではありますが、小泉首相が非常に日口問題に関して発言をされた、最近における非常に私、特徴的な意見というのは、昨年九月に根室で発言をされているわけです。北方領土の視察です。これはたしか洋上視察ということで、この洋上視察自体が対口外交にとって本当に良かったのかどうなのか、マイナスではなかったかと、こういうふうに私どもは思っているわけではありますが、そのことはちょっと別にいたしまして、根室で一体どういう発言をされているのかということについて私の方から言いますと、こういうふうにたしか根室で発言されています。

日口両国の国境は択捉島と得撫島の間にあることをロシア側が認めれば、択捉島以南の諸島の返還の時期、返還の態様については柔軟に対応する、実際に返還されるまでの期間にはこれら諸島にロシアの実効支配が及んでいることを認めると考えると、こういう形で実は根室において発言をされたというふうに私どもは報道を通じて承知しているんですが、それは間違いございませんか。

【国務大臣（町村信孝君）】 今、手元に総理の発言の資料もあるんですが、かなり長文なものなので、どこの部分を訳していいのかちょっとよく分かりませんが、今委員が言われたように、四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時期あるいは態様につい

ては柔軟に対応する考えであると。いずれにしても、政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を早期に締結すると、こういう一貫した方針に変わりはないという趣旨であろうと思います。

峰崎直樹君 そうすると、この中身は、我々がよく言われている、伝えられている川奈提案と同じものではないかというふうに言われているんですが、それはそうなんですか。

国務大臣（町村信孝君） 川奈合意というのは大変簡単な、一行二行のものでしかないわけですが、この川奈提案というものは、これは九八年四月に橋本・エリツィン会談で、橋本当時の総理が提案をされたことを指しておられるんだらうと、こう思います。

依然としてこの平和条約締結交渉というものが、総理大臣が替わって代が替わってもいまだに継続中の案件であるということでもあり、したがって、これで全部今すべて終わっているなら、どこかでこれがオープンになることもあり得るんだらうと思いますが、今日ただいま現在もこの平和条約交渉が、平和条約締結問題というものが続いているということからいたしまして、この川奈提案の内容あるいはそれに対するロシア側の反応といったようなものを今ここで詳細に政府として国会という場でコメントすることは差し控えるべきではなかろうかと、かように思っております。

この川奈提案の内容についていろいろ報道されていること、これは私も承知をしておりますが、この点については今のところコメントを差し控えるということで御理解をいただきたいと思っております。

峰崎直樹君 実は、川奈提案と言われているものは、かなりもう人口に膾炙してるんじゃないかと思うんですよ。朝日新聞が一九九九年四月十九日付けの朝刊で、川奈提案というものの全貌を明らかにいたしました。

私、最近、日本のロシア大使、ロシアの日本大使、一人は丹波さんですね、それからもう一人はパノフさん、それぞれ実は本を出されているんです。パノフさんのやつは「雷のち晴れ」、それから丹波さんのやつは「日露外交秘話」とかいったのでしょうか、二つ、読まさせていただきました。

この中に、丹波さんの場合にはかなり要約書きだったと思いますが、パノフ大使も実はその中身を明らかにしてるんですよ、川奈提案なるものの。しかも、これは、要するにパノフさんが、いつも、その中に書いてるんですけど、日本側は、例えば川奈の提案があった場合に、その川奈の提案はもう、すぐ翌日リークされちゃう。こういうことで、一体情報管理どうなってるんだというところまでやってるんですが。

その意味で、町村外務大臣、そろそろもう外交における秘密というのは最小限にとどめるべきであって、もうこれだけ人口に膾炙して、今、私が質問しているのは、総理大臣が根室で発言された要点というのはどうもその、川奈提案と言われているものの延長線にあるんじゃないのかということも聞いても、いや、川奈提案なるものが実はどういうものかは正式にはここで明らかにできませんと。これじゃ全然、北方領土問題についての質疑

をする意味がなくなっちゃうんですよ。

その意味で、どうなんでしょうか、もうこの川奈提案であれ、あるいはその提案を受けて、その年の十一月だったでしょうか、小淵総理に替わっていると思いますけれども、それに対するお答えがあったモスクワ提案、こういったものについて、是非この場で明らかにしてもらえませんか。その点、まず要求したいと思うんですが、いかがでしょうか。

国務大臣（町村信孝君） いろいろな形で情報を、今、リークというお言葉を使われましたが、がもしあったとすれば、大変遺憾なことであろうかと思えます。パノフさん等々がどういう立場で、どういう情報に基づいて本をお書きになっているか私も詳細は存じ上げませんが、これが、もう既に一件落着をし、ある程度時間がたち、関係者に何ら迷惑も掛けないとかいうことになれば、それは外交文書だって一定の時間がたてば、それはオープンにするというルールがあることは委員も御承知のとおりでございますが、まだまだこれ、今現在、ホットな交渉が続いているという段階でございますから、その点について、こういう内容であったということ公にすることはやはり差し控えるべきであろうと、こう思っております。

それは、いろいろな方がいろいろな交渉をし、いろいろな提案をし、いずれも、何とかこの領土問題を解決したいという思いで努力をしておられるわけございまして、それらのことを全部、逐一情報を明らかにしていくということがプラスになるのであれば、それは、それは一つの考え方であろうかと思えますが、どちらに転ぶか分からない現在の段階で、中途のものについて私は公にすることが適切なことではないと、こう思われますので、恐縮でございますけれども、この点について、川奈提案の具体的な内容について申し上げることは差し控えさせていただきます。

峰崎直樹君 誠に残念な回答でしかないなと思っておりますが、この間ずっと、日口の交渉の歴史ずっとたどって見たときに、今から百五十年前の一八五五年までさかのぼるつもりはないと思えますけれども、しかし、その一つ一つの歴史たどってみると、どうも秘密に隠れてる、ベールに隠されてると。要するに、今我々四島の返還ということを行っているんですけども、本当に日本政府はこの第二次世界大戦の敗戦以降も、それは最初から四島だったのか、本当に途中で四島になったのか、だれがこの四島返還というところに方向付けていったのか、非常にあいまいとしてよく分からないという、私はずっと分からないものがずっと続いている歴史だというふうに思っております。

その意味では、これから四島の返還を求めていくということについて、私自身はもちろん気持ちは持っておりますけれども、そこら辺が非常に秘密外交というか、非常に分からないままに、この歴史というものが正しく検証されないと、私はやはりこの北方領土問題というのは本当の意味で正しい解決になっていかないんじゃないかなというふうに思っております。ちょっと残念なことでございますが、先に進みたいと思えます。

そこで、町村外務大臣、私は、特に冷戦が終わって以降の日口の外交の中で非常に重要な原則といえますか考え方が提起されたのは、一九九六年の七月の経済同友会における橋

本首相がユーラシア外交ということ提起をされたわけでありまして。この考え方については、現在町村外務大臣は、この橋本総理大臣が当時提起をされたユーラシア外交に関して現在ではどのような評価をされているのか、その点、お聞きをしたいと思います。

国務大臣（町村信孝君） 九七年の七月だと……

峰崎直樹君 ああ、九七年ですね。

国務大臣（町村信孝君） はい、と思いますが、橋本総理が経済同友会の会員懇談会で演説をされたことを指しておられるんだろうと思います。ユーラシア外交という大変壮大な名前で演説をされ、その中で、日口関係改善のために、信頼、相互利益、長期的な視点、この三つを原則として提唱をして、この三原則に基づいた北方領土問題の解決及び経済分野における具体的な進展を図るべきであると、こういう趣旨だろうと思います。

私は、この橋本三原則というものは大変有意義な内容であろうと、こう思っております。当時の橋本総理が日口関係を改善したいという意欲の表れとして評価をするものでございます。その考え方に基いて、その後の九七年十一月のクラスノヤルスク合意あるいは九八年四月の川奈合意、これはいずれも橋本、エリツイン両者の合意でありますし、さらに、九八年十一月、これは小淵総理にもう替わっておられますけれども、小淵・エリツインのモスクワ宣言にも反映をされているという意味で、私は大変重要な指摘であろうし、またその考え方はずっと引き継がれておまして、二〇〇三年一月の小泉・プーチンの日口行動計画の中にもこうした幅広い分野で日口関係を進展をさせていく、その中で四島の帰属問題を解決して平和条約を早期に締結するということが生かされているというふうに考えております。

峰崎直樹君 もう一つちょっと原則的なことをお聞きしたいんですが、ソ連邦が崩壊して以降、日口の間で随分と色々な外交関係が組み立てられて、その都度、東京宣言であるとかイルクーツク宣言であるとか、いろいろ出されているわけですが、そうした中で、町村外務大臣、あるいは外務省としてというふうに言い換えてもいいと思うんですが、今我々が一番あるいは基本として重視しているというか、その合意というのは何なんだろうかなど。いろいろあるんですね、それは先ほどの川奈提案は中身は言えないと。川奈提案に対する回答であったモスクワの会談の中身、これも実は恐らく、教えてくださいと言ったら、恐らく中身についておっしゃらないのかもしれませんが、あと、二〇〇一年にたしか森前総理がイルクーツク行って、イルクーツクで約束してますね。クラスノヤルスクの合意であるとか、様々ないろいろなことがあるんですけども、東京宣言とか。今一番その基本としている、我々が、これが今その我々として一番日口間の合意事項としては重要なものですよというのは何なんでしょうか。

国務大臣（町村信孝君） 一番の出発点は、何といたってもこれはまだ冷戦中というかソ連時代でございますが、五六年の日ソ共同宣言があります。その後、ソ連が崩壊をしてロシアに変わった後、いろいろな宣言が確かに委員御指摘のように出されているわけでございますけれども、九三年東京宣言、九八年モスクワ宣言、二〇〇〇年両首脳声明、二〇〇

一年イルクーツク声明、二〇〇三年日口行動計画等々、いずれも有効な文書であると思っておりますが、委員、あえてどれがというお尋ねで、どれが重要であるかというお尋ねでございますが、いずれも重要でございますが、特に私どもはこの九三年の東京宣言というものに注目をしているわけございまして、そのことは先般の私とラブロフ外務大臣との間の中でも特にその点を私から触れたところでございます。

峰崎直樹君 そうすると、その東京宣言のポイントといいますか、これはたしか四島の問題を具体的に明記されたという点で非常に重要であるということなんだろうと思っておりますが、それ以外になぜこれを非常に重視しているのかという、その点ちょっとお聞きしておきたいと思っております。

政府参考人(小松一郎君) 東京宣言の重要性でございますが、今委員も御指摘になりましたように、この北方四島の島の名前を具体的にすべて列記をいたしまして、この四島の帰属の問題を解決をして平和条約を締結するという必要があるということをも確認をしていると。この東京宣言以来、私ども、この日口間の平和条約交渉の共通の交渉の指針であるというふうに理解をしているわけでございます。

また、この宣言におきまして、その上で北方領土問題の解決でございますが、一つは歴史的、法的事実に立脚をして解決する必要があるということをお一つ申しております。

それから、二番目でございますが、両国間で合意の上作成された諸文書、それから法と正義の原則を基礎として解決をするということをお明記しているということも重要な点であるというふうに認識をしております。

峰崎直樹君 とすると、プーチン大統領が昨年十一月、ラブロフ外相がロシアのテレビでインタビュー答えます。要するに、一九五六年の日ソ共同宣言が今日でも効力を有する、その第九項で、二島の引渡しはこれまで両国間で話し合われてこなかったとして、いずれにせよ、色丹島、歯舞諸島の返還による平和条約締結プロセスの解決を示唆した。それについて、たしかこれはテレビインタビューをした後でプーチンさんもそのことに言及して、閣僚会議の席上で、これについては、両国が調印をし両国議会で批准された文書で負った義務の履行は、ソ連の継承国家としてのロシアも引き受けると。しかし、ロシアが義務を履行するのはパートナーが同様に行動した場合であるといわゆる発言された。これは事実間違いありませんね。

政府参考人(小松一郎君) プーチン大統領、ラブロフ外務大臣の発言でございますが、これ、時系列的にはラブロフ外務大臣が先に発言をされまして、趣旨は今委員のおっしゃったこと、趣旨だと思いますけれども、正確な表現につきましてもし御指示がございましたら御説明をさせていただきます。

峰崎直樹君 いやいや、趣旨でいいんです。

そうすると、東京宣言よりは、要するに今外務省からすれば、あるいは外務大臣からすれば、どちらでも結構ですが、このプーチンさんあるいはラブロフ外相の立場というのは後退をしているというふうに見ているんですか、それとも、いや後退はしていないと見て

いる、どっちなんですか。

國務大臣（町村信孝君） まず、なぜ改めて昨年十一月にこの五六年の日ソ共同宣言に基づく義務というものを言ったんだらうかと。これは必ずしもよく分かりませんが、いろんな解釈がございます。

一つの解釈は、また先祖返りしたといいたいまいしょうか、元々の主張に戻ったという後ろ向きの評価もあるだろうし、他方、ある意味では二島を返すという話だってロシア国民にとっては決して面白くないといいたいまいしょうか、全く北方領土問題なんか、さすがに存在しないとは言わなくなったようではありますが、返還する必要ないとかそういう議論がロシア国会の、議会の中でも随分あります。だから、決してこういうことを言うのはプーチン政権にとって人気の出る話ではないんですね。それにもかかわらずこのことを、わざわざ二島のことを触れたというのは、ある意味ではこれは前向きの取り組む姿勢を示したんだと、プラスに評価すべきであると。両方の解釈というのが実はあるようでございます。

これ私ども日本は、じゃどう受け止めるのかといえ、それは元々二島でいいよというんだらうらば五六年のときにこれで済んで、そのまま平和条約結んで、これで一件落ち着いたわけです。しかし、そうならなかったと。そして、依然として東京宣言で領土問題があるんだということをお互いに確認をしたということは、二島だけではこれ話が済まないということをお互いに確認をしているというふうにするのがこの東京宣言あるいはその他の累次の宣言の趣旨だらうと私は思います。

したがいまして、日本政府としては、この東京宣言にあるとおりに、四島の帰属問題を解決して平和条約を締結するというこの交渉指針については何ら変わりがないと、こう考えておきまして、先方は少なくとも二島はと言う、我が方は四島だと言う。しかし、これですと平行線を今日まで言わばたどってきたわけですから、これでは何ら進展がないよなというふうには私は思いますものですから、何らかのこの両者の間に懸け橋を架ける努力をすることが我々外交当局の務めであらうと、こう考えて、先般来の二度の日口外相会談に臨み、真剣な話し合いをしているということでございます。

峰崎直樹君 そこで、プーチン大統領やラブロフ外相が言っている中身でちょっとこれはどういうことですかと聞いてみたいのは、ロシアが義務を履行するのはパートナーが同様に行動した場合であると、こう言っているんです。パートナーというのは多分日本のことです。日本が、我々も義務をやるけれども、日本も同じようにやってくれなきゃ駄目だよと言っているんですけど、これが中身がよく分からないんです。これ何なんでしょうか。

政府参考人（小松一郎君） これは相当程度想像でございまして、五六年共同宣言の九項でございましてけれども、この二島、歯舞、色丹を平和条約締結後に引き渡すということを書いてございましてけれども、この平和条約を締結するに至っていないわけでございます。その平和条約が締結をされていない現状で、その義務というのは果たすと、履行をするということにはならないと、こういうことを言っているのではないかと私どもは見ております。

峰崎直樹君 想像じゃ困るんですよ。できれば、相手側がそういう発言したときに、この意味は何なんですかといったようなやり取りというのは当然、それは表でやるか裏でやるかは別にしてあって私はしかるべきだと思うんですが、いずれにせよ、昨年十一月になぜプーチンさんやラブロフさんがその話をしたのか。

その一か月前に中国との間の国境の画定が終わったわけですよ。終わっているんです。そこで、昨年十月到北京で達成された中口東部国境の画定に関する最終合意というものが、多分、あるんだそうですね。その合意の内容について見ると、彼らが言うには、領土の割譲や引渡しではない、ロシアの領土の保全という憲法での規定に抵触しない、長期にわたる両国間の国境画定交渉で達成された原則に基づく国境線の画定である、これは、これを可能にしたのはロシアと中国が戦略的パートナーとして両国関係を国境問題の最終的解決を可能にする高さに引き上げたことである、こう言っているんです。

そうすると、日本は、日口の間の領土問題というのはそういう高みに引き上げるというところがまだできていないんじゃないかということとを彼らは暗に言っているんだろうと思うんですよ。

そこでなんですけれども、実は先ほど町村外務大臣が橋を架けたいとおっしゃったんです。その橋の中身って何なのかなということと同時に、あわせて、そのときに、これは二年前の一月十一日、日口行動計画、先ほどおっしゃいました、今、小泉首相が二〇〇三年の一月十一日にモスクワで訪問されて締結をされた日口行動計画、この進展が十分であるのかないのか、これだけじゃ駄目なのか。一体全体、ここの、行動計画の評価、さらに行動計画の評価と絡んでるのかもしれませんが、日口の間の懸け橋というのは一体何を意味しているのかというのは、ここでちょっと、外務大臣、明らかにしていただけますでしょうか。

国務大臣（町村信孝君） 行動計画、これは今着実に進展中、現在進行形であると、こう思っております。中身は多岐にわたりますから詳しくは申し上げませんが、国際政治舞台における協力でございますとか、あるいは両国間の貿易経済分野等、幅広い分野で日口関係を発展させていくということでございまして、これについては、今回のプーチン大統領訪日の際にもこの行動計画の内容がどこまで進展しているか、あるいはどういうことをこれからやろうとしているのかということを確認しながら、実務文書をまとめているという最中でございます。

それを前提にしながら、懸け橋とは何ぞやというお尋ねでございます。

これは正に、恐縮でございますけれども、懸け橋という文学的、文学でもありませんかな、抽象的表現になっておりますが、この内容を今正に日口間で鋭意話し合っているという最中でございますから、大変恐縮でございますが、その具体的内容について今お話しすることはできませんが、ただ、私がここで懸け橋という言葉を使ったのは、言わば六十年間、あるいは一九五六年からすると五十年近く、結局、いろんな提案があり、いろんな議論があり、それぞれの方がいろいろ努力をしたけれども、結果を見ると、全く交わること

のない主張の平行線が今日まで続いていると。日本の外交の選択として、これからまた五十年、百年、この状態をずっと続けていくという選択肢も私はあるだろうと思います。それはあるだろうと思いますけれども、しかし、それはどう考えても日口両国の共通の利益には反することではないだろうか、私はそう思います。

特に、委員がお話しのとおり、なかなかこれは冷戦時代には難しかったテーマだろうと思いますが、幸いなことに冷戦も終了し、日口間の経済関係その他もいろいろ深まってきていると、そういう中であって、依然として領土問題だけは平行線のまま六十年来て、そしてこれから先もずっと続けていくということは、私は余りにも芸がないことではないのかなと、こう思ったものですから、懸け橋という表現を使いましたが、お互いがお互いに納得し合える解決策というものがどこかにないものだろうかということで、今真剣な議論を両国間で行っているという最中でございます。

峰崎直樹君 まだ、何か具体的に議論しようかなと思うと、外交のことだから具体的に明らかにできないというんでは、ほとんどこれ議論してもなかなか進まないなというふうに思って、まあ秘密会ならしゃべってもいいですよというふうにおっしゃるんならば秘密会にしなきゃいけないのかもしれませんが、こういう議論では全然進まないなと思っているんですが。

そこで、町村外務大臣、二〇〇三年一月にモスクワで締結された日口間の、小泉政権の日口行動計画ですけれども、このいわゆる時間軸のとらえ方というふうに申し上げていいんですけども、たしかこれは六つの柱を設けてますよね。政治的対話の深化、それから二番目に平和条約交渉、三番目に国際舞台における協力、戦略的パートナーとしての対話と行動の推進と、四点目が貿易経済分野における協力、それから五番目に防衛・治安分野における関係の発展、六番目に文化・国民間の交流の進展と、たしかこの六つぐらいに外務省のホームページなんかを読むと理解できるんですが、この時間軸をどうとらえているかと。

つまり、今ずっとお話を聞いていると、私は実は、エリツィンさんが出てきて、クラスノヤルスクの、先ほどあったユーラシア外交、クラスノヤルスクの合意、それから川奈といったときのあの雰囲気というのはやや、本当に異常だったんじゃないかな、今から思うと。で、そのときの雰囲気があるがゆえに、プーチンさんが去年の十一月に提起をした問題というのは、実は二島の問題を、平和条約という問題を含めて、実はかなりあれは重要な提起をされているというふうに私自身は思っているんですけども、四島の問題まで波及をさせるとなると、相当の時間、つまり信頼関係、先ほどの、私、何も、ユーラシア外交というのは、三つの条件言いました、信頼関係ですね、相互の信頼、相互利益、そして長期的な視点と、こう書いてある。どうも我々の目からすると、あのクラスノヤルスクの合意以降の、二〇〇〇年までと、エリツィンならやるんかもしれないと、そして今度出てきたプーチンさんも、大統領の任期もある、もう大統領に任せれば何とかできるんじゃないかと、こういう流れの中で高揚した気分が、何だか、何だそれっぽっちかという、それ

っぼっちかというのは、去年の十一月のいわゆる二島を平和条約を締結してというあの一九五六年のところで答えが出てきた、あっ、こんなものかいというようなところの判断を、ちょっと私は時間軸が速過ぎるんじゃないかという気がしてならないんです。

もう少し長期的な視点で、先ほど戦略的パートナー、たしか九六年四月、エリツインさんが、あっ、九六年、これちょっと別ですね、これ中国ですから別ですが、戦略的パートナーというところまで高まっていくというのには、そういう経済的な交流だとかお互いの信頼関係だとか、そういうところの流れを非常にある程度時間軸をしっかりと取らないと、やはりなかなかこのいわゆる平和条約、四島の問題というのは片が付かないんじゃないかなというふうに思えてならないんです。

そこで、もう余り時間もなくなったんで、私の言いたいことというのは、そういう意味でいうと、あのプーチンさんがなぜ今年になって来る来ないというのが片が付かないのかという、どうもその辺り、日本側の要求するものというのは余りにもまだ性急過ぎるんじゃないかと。そのところに行っていないのに、実は自分が行ったらきっと何かこの北方領土問題でより一歩前進があるはずだと、こういう形での受け止め方をされるとすれば、なかなかそうはいきませんぞと、こういうのがあるからなかなか行けないんじゃないかなと思うんですよね。

そこら辺、プーチン大統領が昨年サミットのときに、いや来年の年明けたら行きますよと、その後、APECへ行っても、いや、どうですかと、小泉首相が三月の万博の開催どうですかと、いろいろ水を向けても出てこない。ようやくこの間、ラブロフ外相と、いや年内にと言っているけども、この年内というのも、本当に年内、本当に来るかどうか分からないという、私は疑っているんですけども。

つまり、プーチンさんが来るためには、恐らく日本側の求めているものとプーチン大統領が日本側に譲歩できるものとの間に余りにもまだギャップがあり過ぎるというように思えてならないんですけども、ここら辺は、いや、そんなことない、もう十二月に、まだに来るということが確定したし、その来た段階では、従来のもよりも一歩前へ出たその確約ができるんだと、そういう成果が期待できるんだと、こういうふうな、ある意味では前進が期待できるというふうに判断をしておられるんでしょうかね。その点どうでしょうか。

国務大臣(町村信孝君) 先ほど申し上げたように、戦後六十年あるいは日ソ共同宣言から四十九年、ずうっと掛かってなかなか答えが出てこなかった問題。確かに委員御指摘のように、クラスノヤルスク合意では二〇〇〇年までに平和条約を締結するとまで、まあ言わば、なかなかこれは大変なことですよ、三年後にもう平和条約だと言い切ってしまうというのはですね。まあそれを言うだけのきつとそれなりの背景、根拠があって、お互いにそう思ってこういう合意ができたんだろうと私は思いますけれども、しかしそうはなりませんでした。

したがって、私は、今回プーチン大統領が日本に来られたときに、何かすべてこれで全部解決しますというようなことを私は考えて、それは解決すればしたでいいですけども、

なかなかそう簡単にはいく話ではないだろう。委員御指摘のように、息の長い、長期的な視点というものも持ち合わせていないと、一回や二回行き来しただけで問題が解決するとも思っておりません。

ただ、具体の議論というものはやっぱり着実に進めていくということは大切だろうと。そういう努力なしに、いたずらに経済交流だけが深まれば、それでこの領土問題が解決するという性格のものでもないだろうと、こう私は思っておりますので、したがって領土問題は領土問題として、この帰属問題についてそれを実現するためにどういうふうに議論を進めていくか、環境づくりをやるかということとはしっかりと議論をする。

ただ、もう一度申し上げますけれども、大統領訪日のときにすべて解決するとも率直に言えるほどそんな簡単な問題でもない。ただ、それがその後の、また小泉首相が訪問をし、また先方大統領が日本に来るといって、少しずつでもいいから前進をしていく、そういう話し合いを両国でやっぱりやっていくということが大切なんだろうと。決して性急に結論を出すために、もちろん結論を出すために議論するわけですがけれども、性急に、何かせいては事をし損ずるといっていいように十分注意をしながらこの問題に取り組まなければいけないテーマであるというふうに認識は持っているつもりであります。

峰崎直樹君 実は、さっきちょっと言い掛けたんですけども、中国の国境の画定がロシアとの間で終わったのは、去年のたしか十、たしか調印したのは今年に入ってからじゃなかったですかね。エリツィン大統領が北京を訪問してこの問題について提起したのは、九六年の四月なんですよ。そして、九七年の十一月に北京で、エリツィン氏がまた訪問して江沢民主席との間で戦略的パートナーシップを発展をうたった共同声明に署名をして領土問題についての解決の方向を出していったわけです。かなり時間を掛けて、しかも中口の間で信頼関係を持ってきたと思うんですね。

ですから、そういう意味で、我々として、我々というか、この日口関係の戦後のまだかなりひん曲がった歴史が随分僕はあると思うので、そこはやはりかなり時間を掛けて、二〇〇三年一月のこの小泉政権下での日口行動計画をやっぱり着実に発展させるということが私は非常に重要だというふうに思うし、そこで戦略的なパートナーとしての行動をやっていくということもうたっているわけですから、それが必要なのではないかなと思うんですね。

そこで最後に、こういうこともお聞きしておきたいと思うんですけども、かつて、まず二島を返還して、四島に対する主権を放棄したとは言わないと。まずは二島を、この一九五六年のいわゆる日ソの共同宣言のこれを継承しているわけですから、まずこの二島の返還をある意味では実現をして、そして引き続き継続して残りの二島を協議しようと、そして平和条約をその上で締結していきましょうと、こういう考え方が一時期出されたことがございます。川奈提案なんかはむしろそれを積極的に出したものだと言われていますが、そういうまず二島を確実に確保して、そしてその後含めて領土の返還の道筋というのは、そういう考え方で今外務省の、外務大臣はそういう考え方でいいというふうに理解をして

おられるのかどうか、この点についてだけは確認をしておきたいと思うんですが。

國務大臣（町村信孝君） 明示的に日本が二島先行返還論でいいと言ったかどうか、私は確認をしておりますが、そのような雰囲気がある時期あったことは事実なのかもしれません。いずれにしても、二島返還でいいんだということが日本の態度ではないということははっきりこの際させておきたいと思います。

峰崎直樹君 もう最後にいたしたいと思うんですが、これちょっと質問も含めてなんですが、たしか一度、日口の間で領土交渉についての資料集を作るとかというのは、ちょっとこれ質問しておりますでしたけれども、そういうことは報告書としてまとまっているのかどうか。その際、その際ちょっとお尋ねするんですが、いろいろ資料をずっと読み始めて思うと、例えば第二次世界大戦の終わる間際に、例えばアメリカ合衆国とソ連邦との間で、終戦に当たって、クリル列島、千島列島の範囲はどこまでかとか、そういうことについての法的な、国際法的な解釈みたいなものの変遷みたいなものはアメリカの外交文書その他によって全部整理されているんだろうかと。あるいは、一九五六年の鳩山さんが訪ソされたときの日本大使と日本におけるアメリカ大使、当時、どなたか分かりませんが、この大使が日本の動きをアメリカとの間でどのように、実はもう多分、その当時は五十年以上はたっていますから、五十年近くたっていますから、多分公開される予定の資料だと思うんですが、そういういわゆる往復書簡、資料、大使の出した電報だとか、そういうものも含めて全部そういうものはでき上がっているのでしょうか。そういった点についてどのような成果が表れたのかだけ、教えていただきたいと思います。

政府参考人（小松一郎君） 今御質問のございましたこの日口間の領土問題の歴史に関する共同作成資料集でございますが、これはエリツィン大統領が九三年に入ります、日本、訪日いたします前に、いろいろな両国政府間の調整を踏まえまして一九九二年九月に、日本国外務省、ロシア連邦外務省の共同作成資料集という形で、ロシア語、日本語でこういう資料を発行をしております。それで、さらにこれは二〇〇一年、二〇〇一年の一月十六日には改訂版が出ております。

で、この共同作成資料集に記載をされております、収録をされております各資料でございますが、昔の地図を含めまして、日口間で作成をしたいろいろな文書でございますとかいろいろなものが出ておりますが、今、そんな、例えば千島列島の範囲に関するアメリカ国務省の文書というものは入っておりません。これは、日口間で共通にこれを入れようということが合意をすることができるものが入っております。したがって、私どもの立場からすれば、こういうものは是非入れるべきではないかというものはほかにもあるわけでございますが、そこまでは入っていないというふうに御理解をいただきたいと思います。

峰崎直樹君 終わります。